令和６年９月４日招集

令和６年第４回釧路市議会

９ 月 定 例 会 議 案

釧　　路　　市

９ 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議案番号	件　　名	
議案第７７号	令和６年度釧路市一般会計補正予算	5
議案第７８号	令和６年度釧路市介護保険特別会計補正予算	21
議案第７９号	令和６年度釧路市魚揚場事業特別会計補正予算	27
議案第８０号	令和６年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	31
議案第８１号	令和６年度釧路市病院事業会計補正予算	37
議案第８２号	令和６年度釧路市水道事業会計補正予算	41
議案第８３号	釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第８４号	釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例	47
議案第８５号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件	49
議案第８６号	訴えの提起の件	51
議案第８７号	損害賠償の額の決定等に関する件	53
議案第８８号	損害賠償の額の決定等に関する件	55
議案第８９号	釧路市民活動センターの指定管理者の指定の件	57
議案第９０号	福祉部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件	59
議案第９１号	産業振興部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件	61
議案第９２号	釧路市観光国際交流センター及び幸町緑地の指定管理者の指定の件	63
議案第９３号	水産港湾空港部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件	65
議案第９４号	釧路市営住宅の指定管理者の指定の件	67
議案第９５号	都市整備部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件	69
議案第９６号	釧路市音別町社会福祉会館の指定管理者の指定の件	71
議案第９７号	生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件	73
議案第９８号	令和５年度釧路市各会計決算認定の件	77
議案第９９号	令和５年度釧路市病院事業会計決算認定の件	79
議案第１００号	令和５年度釧路市水道事業会計決算認定の件	81
議案第１０１号	令和５年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件	83
議案第１０２号	令和５年度釧路市下水道事業会計決算認定の件	85
議案第１０３号	令和５年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件	87
議案第１０４号	令和５年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件	89

議案第１０５号　　教育委員会委員の任命について同意を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
議案第１０６号　　公平委員会委員の選任について同意を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93

議案第７７号

令和６年度釧路市一般会計補正予算

令和６年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８９１，６３６千円を追加し、歳入歳出それぞれ１０５，８８５，２６１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の廃止及び追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		22,936,739	750	22,937,489
	2 国庫補助金	5,152,394	750	5,153,144
16 道支出金		6,203,871	44,684	6,248,555
	1 道負担金	4,919,652	44,684	4,964,336
18 寄附金		2,806,866	835	2,807,701
	1 寄附金	2,806,866	835	2,807,701
19 繰入金		4,095,281	187,388	4,282,669
	2 基金繰入金	4,076,697	187,388	4,264,085
20 繰越金		1	657,979	657,980
	1 繰越金	1	657,979	657,980
歳入合計		104,993,625	891,636	105,885,261

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		9,342,748	693,481	10,036,229
	1 総務管理費	9,156,896	693,481	9,850,377
3 民生費		34,088,219	2,746	34,090,965
	1 社会福祉費	7,943,506	535	7,944,041
	2 老人福祉費	631,747	477	632,224
	4 生活保護費	12,004,727	1,734	12,006,461
4 衛生費		4,144,165	94,684	4,238,849
	1 保健衛生費	1,708,674	94,684	1,803,358
6 農林水産業費		1,294,611	1,978	1,296,589
	3 水産業費	121,223	1,978	123,201
9 港湾費		1,597,166	98,747	1,695,913
	1 港湾費	1,597,166	98,747	1,695,913
歳出合計		104,993,625	891,636	105,885,261

第2表　債務負担行為補正

区分		事項	期間	限度額
廃止	補正前	法人立保育所等整備費補助金	令和7年度	千円 181,232
	補正後		―	―
追加		施設管理運営委託費	令和７年度から令和９年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
			令和７年度から令和11年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
		移住定住・長期滞在促進事業費	令和7年度	4,125

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	22,936,739	750	22,937,489
16 道支出金	6,203,871	44,684	6,248,555
18 寄附金	2,806,866	835	2,807,701
19 繰入金	4,095,281	187,388	4,282,669
20 繰越金	1	657,979	657,980
歳入合計	104,993,625	891,636	105,885,261

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	9,342,748	693,481	10,036,229	0	0	0	693,481
3 民生費	34,088,219	2,746	34,090,965	750	0	535	1,461
4 衛生費	4,144,165	94,684	4,238,849	44,684	0	0	50,000
6 農林水産業費	1,294,611	1,978	1,296,589	0	0	0	1,978
9 港湾費	1,597,166	98,747	1,695,913	0	0	0	98,747
歳出合計	104,993,625	891,636	105,885,261	45,434	0	535	845,667

２．歳入

（単位 ： 千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
15 国庫支出金	22,936,739	750	22,937,489			
2 国庫補助金	5,152,394	750	5,153,144			
2 民生費補助金	503,988	750	504,738	3 生活保護費補助金	750	生活保護法施行事務費（率１／２） 750

（単位 ： 千円）

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
16 道支出金	6,203,871	44,684	6,248,555			
1 道負担金	4,919,652	44,684	4,964,336			
2 衛生費負担金	45,328	44,684	90,012	1 保健衛生費負担金	44,684	予防接種費（率１０／１０） 44,684

（単位 ： 千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
18 寄附金	2,806,866	835	2,807,701				
1 寄附金	2,806,866	835	2,807,701				
2 ふるさと寄附金	2,701,215	300	2,701,515	1 ふるさと寄附金	300	ふるさと寄附金	300
4 民生費寄附金	2,100	535	2,635	1 社会福祉費寄附金	535	福祉基金積立金	535

（単位 ： 千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
19 繰入金	4,095,281	187,388	4,282,669				
2 基金繰入金	4,076,697	187,388	4,264,085				
1 財政調整基金繰入金	3,090,134	187,388	3,277,522	2 財政調整基金繰入金	187,388	財政調整基金繰入金	187,388

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	節 金 額	説 明	
20 繰越金	1	657,979	657,980				
1 繰越金	1	657,979	657,980				
1 繰越金	1	657,979	657,980	1 繰越金	657,979	前年度繰越金	657,979
歳 入 合 計	104,993,625	891,636	105,885,261				

３．歳出

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
2 総務費	9,342,748	693,481	10,036,229	一般財源	693,481				
1 総務管理費	9,156,896	693,481	9,850,377	一般財源	693,481				
5 企画振興費	3,702,016	214,181	3,916,197	一般財源	214,181	10 需用費	72	企画関係業務費	368
						12 委託料	2,843	公共交通活性化事業費	211,236
						13 使用料及び賃借料	30	生活交通バス路線運行維持対策補助金	211,236
						18 負担金補助及び交付金	211,236	移住定住・長期滞在促進事業費	2,577
9 諸費	89,419	479,300	568,719	一般財源	479,300	11 役務費	13	歳入過誤納返還金	479,000
						12 委託料	51	令和６年台湾東部沖地震災害義援金	300
						22 償還金利子及び割引料	479,000		
						25 寄附金	236		

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節 区分	節 金額	説明
3 民生費	34,088,219	2,746	34,090,965	特定財源 1,285 一般財源 1,461			
1 社会福祉費	7,943,506	535	7,944,041	特定財源 535			
1 総務費	402,379	535	402,914	特定財源 535 ［内訳］ 寄附金 535	24 積立金	535	福祉基金積立金 535
2 老人福祉費	631,747	477	632,224	一般財源 477			
1 総務費	539,637	477	540,114	一般財源 477	12 委託料	300	在宅高齢者福祉費 477
					18 負担金補助及び交付金	177	移送サービス事業費 477
4 生活保護費	12,004,727	1,734	12,006,461	特定財源 750 一般財源 984			
1 扶助費	12,004,727	1,734	12,006,461	特定財源 750 ［内訳］ 国庫支出金 750 一般財源 984	12 委託料	1,734	生活保護法施行事務費 1,734

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節 区分	節 金額	説明
4 衛生費	4,144,165	94,684	4,238,849	特定財源 44,684 一般財源 50,000			
1 保健衛生費	1,708,674	94,684	1,803,358	特定財源 44,684 一般財源 50,000			
1 総務費	722,516	50,000	772,516	一般財源 50,000	18 負担金補助及び交付金	50,000	地域医療対策費 50,000 医師確保対策事業費 50,000
2 予防費	755,311	44,684	799,995	特定財源 44,684 ［内訳］ 道支出金 44,684	18 負担金補助及び交付金	44,684	予防接種費 44,684

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
6 農林水産業費	1,294,611	1,978	1,296,589	一般財源	1,978				
3 水産業費	121,223	1,978	123,201	一般財源	1,978				
2 振興費	94,172	1,978	96,150	一般財源	1,978	18 負担金補助及び交付金	1,978	赤潮対策支援事業費	1,978

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
9 港湾費	1,597,166	98,747	1,695,913	一般財源	98,747				
1 港湾費	1,597,166	98,747	1,695,913	一般財源	98,747				
1 管理費	729,996	98,747	828,743	一般財源	98,747	14 工事請負費	98,747	港湾施設整備費	98,747
歳出合計	104,993,625	891,636	105,885,261	特定財源 一般財源	45,969 845,667				

債務負担行為に関する調書補正

区分		事項	限度額		負担額		前年度末までの支出見込額	当該年度支出予定額			翌年度以降の支出予定額		
			期間	金額	期間	金額		金額	左の財源内訳 特定財源	左の財源内訳 一般財源	金額	左の財源内訳 特定財源	左の財源内訳 一般財源
				千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
廃止	補正前	法人立保育所等整備費補助金	令7	181,232	令7	181,232	−	−	−	−	181,232	国庫補助金 124,596 市債 45,300 計 169,896	11,336
廃止	補正後	法人立保育所等整備費補助金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
追加		施設管理運営委託費	令7～令9	必要とする当該年度の予算で措置する額	令7～令9	必要とする当該年度の予算で措置する額	−	−	−	−	必要とする当該年度の予算で措置する額	0	必要とする当該年度の予算で措置する額
追加		施設管理運営委託費	令7～令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	令7～令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	−	−	−	−	必要とする当該年度の予算で措置する額	0	必要とする当該年度の予算で措置する額
追加		移住定住・長期滞在促進事業費	令7	4,125	令7	4,125	−	−	−	−	4,125	0	4,125
補正前		合計	−	25,910,238	−	25,571,575	元金 12,723,022 割増金 106,265 計 12,829,287	元金 8,981,003 割増金 4,232 計 8,985,235	4,920,493	4,064,742	3,867,550	1,779,460	2,088,090
補正後		合計	−	25,733,131	−	25,394,468					3,690,443	1,609,564	2,080,879

議案第７８号

令和６年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和６年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８４，５４３千円を追加し、歳入歳出それぞれ１７，９５９，７８３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（保険事業勘定）

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険収入		17,775,240	184,543	17,959,783
	2 国庫支出金	4,487,052	51,008	4,538,060
	6 繰入金	3,197,414	133,395	3,330,809
	8 諸収入	1,788	140	1,928
歳入合計		17,775,240	184,543	17,959,783

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険費		17,775,240	184,543	17,959,783
	1 総務費	482,401	51,008	533,409
	5 諸支出金	28,784	133,535	162,319
歳出合計		17,775,240	184,543	17,959,783

歳入歳出補正予算事項別明細書

（保険事業勘定）

1　総　括

（歳　入）

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	4,487,052	51,008	4,538,060
6 繰入金	3,197,414	133,395	3,330,809
8 諸収入	1,788	140	1,928
歳入合計	17,775,240	184,543	17,959,783

（歳　出）

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	482,401	51,008	533,409	51,008	0	0	0
5 諸支出金	28,784	133,535	162,319	0	0	133,535	0
歳出合計	17,775,240	184,543	17,959,783	51,008	0	133,535	0

２．歳入

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	節 金 額	説 明
1 介護保険収入	17,775,240	184,543	17,959,783			
2 国庫支出金	4,487,052	51,008	4,538,060			
2 国庫補助金	1,497,290	51,008	1,548,298	5 介護保険事業補助金	51,008	地域密着型サービス拠点等整備費補助金（率１０／１０） 51,008
6 繰入金	3,197,414	133,395	3,330,809			
2 基金繰入金	330,200	133,395	463,595	1 介護給付費準備基金繰入金	133,395	介護給付費準備基金繰入金 133,395
8 諸収入	1,788	140	1,928			
2 雑入	1,787	140	1,927	3 雑入	140	介護保険事業費補助金返還金 140
歳 入 合 計	17,775,240	184,543	17,959,783			

３．歳出

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 介護保険費	17,775,240	184,543	17,959,783	特定財源 184,543			
1 総務費	482,401	51,008	533,409	特定財源 51,008			
1 事務費	474,190	51,008	525,198	特定財源 51,008 ［内訳］ 国庫支出金 51,008	18 負担金補助及び交付金	51,008	地域密着型サービス拠点等整備費補助金 51,008
5 諸支出金	28,784	133,535	162,319	特定財源 133,535			
1 諸費	10,200	133,535	143,735	特定財源 133,535 ［内訳］ 繰入金 133,395 諸収入 140	22 償還金利子及び割引料	133,535	支払基金交付金等過誤納返還金 133,535
歳出合計	17,775,240	184,543	17,959,783	特定財源 184,543			

議案第７９号

令和６年度釧路市魚揚場事業特別会計補正予算

令和６年度釧路市の魚揚場事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の追加）

第１条　予算第３条を第４条とし、第２条中「第２表」を「第３表」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

２　予算第２表を第３表とし、第１表の次に次の１表を加える。

第１表　債務負担行為　（別　紙）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

第1表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
施設管理運営委託費	令和7年度から令和11年度まで	千円 必要とする当該年度の予算で措置する額

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担額		前年度末までの支出見込額	当該年度支出予定額			翌年度以降の支出予定額		
		期間	金額	期間	金額		金額	左の財源内訳		金額	左の財源内訳	
								特定財源	一般財源		特定財源	一般財源
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
追加	施設管理運営委託費	令7～令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	令7～令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	－	－	－	－	必要とする当該年度の予算で措置する額	使用料 必要とする当該年度の予算で措置する額	必要とする当該年度の予算で措置する額

議案第８０号

令和６年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和６年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８０８千円を追加し、歳入歳出それぞれ６２７，４９９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業収入		626,691	808	627,499
	4 寄　附　金	111	808	919
歳　入　合　計		626,691	808	627,499

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業費		626,691	808	627,499
	1 事　業　費	607,880	808	608,688
歳　出　合　計		626,691	808	627,499

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 寄附金	111	808	919
歳入合計	626,691	808	627,499

（歳　出）

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事業費	607,880	808	608,688	0	0	808	0
歳出合計	626,691	808	627,499	0	0	808	0

２．歳入

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	節 金 額	説 明
1 動物園事業収入	626,691	808	627,499			
4 寄附金	111	808	919			
1 寄附金	111	808	919	1 動物園事業寄附金	808	動物園整備基金積立金 808
歳 入 合 計	626,691	808	627,499			

３．歳出

（単位 ： 千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 動物園事業費	626,691	808	627,499	特定財源 808			
1 事業費	607,880	808	608,688	特定財源 808			
1 管理費	607,880	808	608,688	特定財源 808 ［内訳］ 寄附金 808	24 積立金	808	動物園整備基金積立金 808
歳出合計	626,691	808	627,499	特定財源 808			

議案第８１号

令和６年度釧路市病院事業会計補正予算

（総則）

第１条　令和６年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和６年度釧路市病院事業会計予算第１０条を第１１条とし、第５条から第９条までを１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
医事等業務委託費	令和７年度から 令和９年度まで	635,782千円

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額	負担額	前年度末までの支払義務発生見込額		当該年度支払義務発生予定額	左の財源内訳			翌年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
				期間	金額	金額	道補助金	高等看護学院収益	医業収益	期間	金額	道補助金	高等看護学院収益	医業収益
		千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
追加	医事等業務委託費	635,782	635,782	—	—	—	—	—	—	令7～令9	635,782	0	0	635,782
補正前	合計	5,157,282	4,907,555	—	1,510,428	1,296,785	308,351	2,070	986,364	—	2,222,117	1,233,149	2,070	986,898
補正後		5,793,064	5,543,337								2,857,899			1,622,680

議案第８２号

令和６年度釧路市水道事業会計補正予算

（総則）

第１条　令和６年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度釧路市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　水道事業収益	5,540,974千円	2,409千円	5,543,383千円
第２項　営業外収益	703,559千円	2,409千円	705,968千円
支		出	
第１款　水道事業費用	4,754,830千円	2,409千円	4,757,239千円
第１項　営業費用	4,468,097千円	2,409千円	4,470,506千円

（債務負担行為）

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区　分	事　　項	期　　間	限　度　額
追　加	検針及び収納等業務委託費	令和７年度から 令和11年度まで	1,128,485千円

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

令和６年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			5,540,974	2,409	5,543,383	
	2 営業外収益		703,559	2,409	705,968	
		7 雑収益	7,857	2,409	10,266	雑収益　2,409

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			4,754,830	2,409	4,757,239	
	1 営業費用		4,468,097	2,409	4,470,506	
		6 総係費	583,340	2,409	585,749	その他一般管理費　2,409

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額	負担額	前年度末までの支払義務発生見込額		当該年度支払義務発生予定額	左の財源内訳				翌年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
				期間	金額	金額	企業債	出資金	国庫補助金	給水収益等	期間	金額	企業債	出資金	国庫補助金	給水収益等
		千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
追加	検針及び収納等業務委託費	1,128,485	1,128,485	－	－	－	－	－	－	－	令7～令11	1,128,485	0	0	0	1,128,485
補正前	合計	19,302,400	18,497,914	－	6,748,268	3,174,649	1,116,900	970,000	647,488	440,261	－	8,574,997	2,095,700	800,000	885,741	4,793,556
補正後		20,430,885	19,626,399									9,703,482				5,922,041

議案第８３号

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年釧路市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、なおその効力を有する。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業等に係る職員の配置基準について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第８４号

釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釧路市国民健康保険条例（平成１８年釧路市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３６条中「第９項」を「第５項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

国民健康保険法の一部改正に伴い、法の引用条項等について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第８５号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、関係市町村と協議する。

記

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日市町村第１９６９号指令）の一部を次のように変更する。

第４条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第１９条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表とする。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町村と協議いたしたく、地方自治法第２９１条の１１の規定により、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）
第２９１条の３　広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第１項第６号若しくは第９号に掲げる事項又は前条第１項若しくは第２項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
（２～８項　略）
（議会の議決を要する協議）
第２９１条の１１　第２８４条第３項、第２９１条の３第１項及び第３項、前条第１項並びに第２９１条の１３において準用する第２８９条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

北海道後期高齢者医療広域連合規約抜粋

（広域連合の処理する事務）
第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第１に定める事務については、関係市町村において行う。
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務
(2) 医療給付に関する事務
(3) 保険料の賦課に関する事務
(4) 保健事業に関する事務
(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

別表第１（第４条関係）
(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
(2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
(3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
(5) 保険料に関する申請の受付
(6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

議案第８６号

訴　え　の　提　起　の　件

市は、次のとおり市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起する。

記

１　訴えの提起をする相手方

別　添

２　請求の要旨

(1) 相手方が使用している市営住宅（別添）を明け渡せ。

(2) 相手方が滞納している上記住宅の使用料（入居取消後にあっては使用料相当損害金）及び遅延損害金を支払え。

(3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決と仮執行の宣言を求める。

３　訴訟遂行の方針

(1) 市は、判決の結果必要がある場合は、上訴することができる。

(2) 市は、本訴訟において、適当と認める条件で、相手方と和解することができる。

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

市営住宅の使用料の長期滞納者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起いたしたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（議決事件）

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１～１１号　略）

(12)普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（中略）、和解（中略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（以下　略）

議案第８７号

損害賠償の額の決定等に関する件

市は、市職員が運転するリース車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

１　事故発生年月日及び場所

令和５年７月１３日

釧路市星が浦大通２丁目１０番

２　損害賠償の額　　２，５７６，５８６円

３　和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として２，５７６，５８６円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

４　損害賠償及び和解の相手方

別　添

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

市職員が運転するリース車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（議決事件）

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１～１１号　略）

(12)普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（中略）、和解（中略）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（以下　略）

議案第８８号

損害賠償の額の決定等に関する件

市は、阿寒町阿寒湖温泉４丁目７番１２号において発生した配水管の破損による漏水に伴う物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

１　事故発生（確知）年月日及び場所

令和６年１月１７日

釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目７番１２号

２　損害賠償の額　　２，４０９，０００円

３　和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として２，４０９，０００円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

４　損害賠償及び和解の相手方

別　添

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

阿寒町阿寒湖温泉４丁目７番１２号において発生した配水管の破損による漏水に伴う物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させたく、本案を提出するものである。

議案第８９号

釧路市民活動センターの指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

１　公の施設の名称

釧路市民活動センター

２　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人くしろ・わっと

釧路市末広町３丁目１番地

３　指定管理者の行う業務

(1) 施設の利用の承認に関する業務

(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

(3) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他市長が定める業務

４　指定期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

釧路市民活動センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）
第２４４条の２　（１、２項　略）
３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
（４、５項　略）
６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
（以下　略）

釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例抜粋

（指定管理者の指定の議決事項）
第６条　第５条第１項の議決に係る議案には、次に掲げる事項を明示するものとする。
(1) 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
(2) 指定管理者に管理を行わせようとする業務の範囲
(3) 指定管理者となるものの名称及び主たる事務所の所在地
(4) 指定管理者の指定の期間

議案第９０号

福祉部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">議決事項</td><td>公の施設の名称</td><td rowspan="3">左欄に掲げる公の施設について指定管理者の行う業務</td></tr>
<tr><td>指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>指定期間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>釧路市身体障害者福祉センター</td><td rowspan="3">(1) 施設の使用の承認に関する業務
(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>一般社団法人釧路身体障害者福祉協会
釧路市川北町４番１７号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>釧路市障害者教養文化体育施設</td><td rowspan="3">(1) 施設の使用の承認に関する業務
(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
(3) 施設の使用料の収受に関する業務
(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(5) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>社会福祉法人釧路市社会福祉協議会
釧路市旭町１２番３号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
</table>

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

福祉部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９１号

産業振興部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">議決事項</td><td>公の施設の名称</td><td rowspan="3">左欄に掲げる公の施設について
指定管理者の行う業務</td></tr>
<tr><td>指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>指定期間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>釧路市労働者福祉センター</td><td rowspan="3">(1) 施設の使用の承認に関する業務
(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
(3) 施設の使用料の収受に関する業務
(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(5) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会
釧路市鳥取南７丁目２番２０号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>釧路市阿寒湖のマリモ展示観察センター</td><td rowspan="3">(1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>阿寒観光汽船株式会社
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目５番２０号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td>釧路市国設阿寒湖畔スキー場及び釧路市阿寒湖畔ネイチャーハウス</td><td rowspan="3">(1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務（釧路市阿寒湖畔ネイチャーハウスを除く。）
(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>阿寒アドベンチャーツーリズム株式会社
釧路市阿寒町阿寒湖温泉２丁目６番２０号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
</table>

４	釧路市農村都市交流センター、釧路市民ふれあい農園及び釧路市ふれあいホースパーク	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (3) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) その他市長が定める業務
	株式会社トップオブ釧路 釧路市末広町３丁目１０番地	
	令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

産業振興部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９２号

釧路市観光国際交流センター及び幸町緑地の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

１　公の施設の名称

釧路市観光国際交流センター及び幸町緑地

２　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人釧路観光コンベンション協会

釧路市幸町３丁目３番地

３　指定管理者の行う業務

(1) 施設の使用の承認及び許可に関する業務

(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

(3) 施設の使用料の収受に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他市長が定める業務

４　指定期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

釧路市観光国際交流センター及び幸町緑地の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９３号

水産港湾空港部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">議決事項</td><td>公の施設の名称</td><td rowspan="3">左欄に掲げる公の施設について指定管理者の行う業務</td></tr>
<tr><td>指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>指定期間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>釧路市魚揚場</td><td rowspan="3">(1) 施設の使用の許可に関する業務
(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>一般社団法人釧路水産協会
釧路市浜町３番１８号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>大町地区港湾休憩所及び入舟緑地</td><td rowspan="3">(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(2) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>釧路倶楽部合同会社
釧路市大町１丁目１番１１号ベイサイドビル</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
</table>

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

水産港湾空港部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９４号

釧路市営住宅の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

１　公の施設の名称

釧路市営住宅（阿寒地区及び音別地区を除く。）

２　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人釧路市住宅公社

釧路市黒金町７丁目５番地

３　指定管理者が行う業務

(1) 入居者の公募並びに入居及び退去に関する受付管理業務

(2) 入居者の指導及び管理に関する業務

(3) 家賃等の収受に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(5) その他市長が定める業務

４　指定期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

釧路市営住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９５号

都市整備部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">議決事項</td><td>公の施設の名称</td><td rowspan="3">左欄に掲げる公の施設について指定管理者の行う業務</td></tr>
<tr><td>指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>指定期間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>釧路市都市公園</td><td rowspan="3">(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(2) 施設の運営管理に関する業務
(3) 施設の緑化に関する業務
(4) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>一般財団法人釧路市公園緑化協会
釧路市川北町９番３４号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>釧路市コミュニティ体育館</td><td rowspan="3">(1) 施設の使用の承認に関する業務
(2) 施設の使用料の収受に関する業務
(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) 施設の運営管理に関する業務
(5) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>一般財団法人釧路市公園緑化協会
釧路市川北町９番３４号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td>釧路市山花公園オートキャンプ場</td><td rowspan="3">(1) 施設の利用の承認に関する業務
(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
(3) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(5) その他市長が定める業務</td></tr>
<tr><td>一般財団法人釧路市公園緑化協会
釧路市川北町９番３４号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
</table>

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

都市整備部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地

方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９６号

釧路市音別町社会福祉会館の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

１　公の施設の名称

釧路市音別町社会福祉会館

２　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

釧路市旭町１２番３号

３　指定管理者の行う業務

(1) 施設の使用の承認に関する業務

(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

(3) 施設の使用料の収受に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他市長が定める業務

４　指定期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

釧路市音別町社会福祉会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９７号

生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">議決事項</td><td>公の施設の名称</td><td rowspan="3">左欄に掲げる公の施設について指定管理者の行う業務</td></tr>
<tr><td>指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>指定期間</td></tr>
<tr><td rowspan="10">1</td><td>大規模運動公園体育施設他屋外体育施設（２５施設）</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>一般財団法人釧路市スポーツ振興財団
釧路市柳町１番１号</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td>(1) 釧路市民球場</td><td rowspan="7">(1) 施設の使用の承認に関する業務
(2) 施設の使用料の収受に関する業務
(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) その他教育委員会が定める業務</td></tr>
<tr><td>(2) 釧路市民球場附属球場</td></tr>
<tr><td>(3) 釧路市民テニスコート</td></tr>
<tr><td>(4) 釧路市民サッカー場</td></tr>
<tr><td>(5) 釧路市民陸上競技場</td></tr>
<tr><td>(6) 釧路市民陸上競技場附属競技場</td></tr>
<tr><td>(7) 釧路市民ソフトボール場</td></tr>
<tr><td>(8) 釧路市民ゲートボール場</td><td rowspan="9">(1) 施設の使用の承認に関する業務
(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) その他教育委員会が定める業務</td></tr>
<tr><td>(9) 河畔野球場Ａ</td></tr>
<tr><td>(10)河畔野球場Ｂ</td></tr>
<tr><td>(11)河畔野球場Ｃ</td></tr>
<tr><td>(12)河畔野球場Ｄ</td></tr>
<tr><td>(13)美原野球場</td></tr>
<tr><td>(14)鳥取野球場</td></tr>
<tr><td>(15)星が浦野球場</td></tr>
<tr><td>(16)柳町テニスコート</td></tr>
</table>

	(17)愛国ニュータウンテニスコートＡ	
	(18)愛国ニュータウンテニスコートＢ	
	(19)河畔サッカー場Ａ	
	(20)河畔サッカー場Ｂ	
	(21)柳町パークゴルフ場	
	(22)河畔パークゴルフ場	
	(23)河畔サッカー場Ｃ	
	(24)河畔ラグビー場	
	(25)鳥取７号公園野球場	
２	鶴ケ岱地区体育施設（３施設）	
	一般財団法人釧路市スポーツ振興財団 釧路市柳町１番１号	
	令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	
	(1) 鶴ケ岱テニスコート	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他教育委員会が定める業務
	(2) 鶴ケ岱相撲場	
	(3) 釧路市鶴ケ岱武道館	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設の使用料の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務
３	釧路市柳町スケート場（３施設）	
	一般財団法人釧路市スポーツ振興財団 釧路市柳町１番１号	
	令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	
	(1) 柳町ローラースケートコース	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他教育委員会が定める業務
	(2) 釧路市柳町スピードスケート場	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務
	(3) 釧路市柳町アイスホッケー場	

4	釧路アイスアリーナ 一般財団法人釧路市スポーツ振興財団 釧路市柳町１番１号 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務
5	釧路市春採アイスアリーナ 春採アイスアリーナ運営パートナーズ 釧路市柳町１番１号 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務
6	釧路市鳥取温水プール 株式会社釧路スイミングクラブ 釧路市城山１丁目４番１号 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務
7	釧路市丹頂鶴自然公園 一般財団法人釧路市公園緑化協会 釧路市川北町９番３４号 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで	(1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（説明）

生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第９８号

令和５年度釧路市各会計決算認定の件

令和５年度釧路市各会計歳入歳出決算（病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業会計及び港湾整備事業会計の各決算を除く。）を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算説明書、主要施策成果報告書、財産に関する調書（明細書）、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（参考）

地方自治法抜粋

（決算）
第２３３条　（１、２項　略）
３　普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
（４項　略）
５　普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
（６、７項　略）
（基金）
第２４１条　（１～４項　略）
５　第１項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第２３３条第５項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
（以下　略）

地方自治法施行令抜粋

（決算）
第１６６条　（１項　略）
２　地方自治法第２３３条第１項及び第５項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

とする。
（３項　略）

議案第９９号

令和５年度釧路市病院事業会計決算認定の件

令和５年度釧路市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（参考）

地方公営企業法抜粋

（決算）
第３０条　（１～３項　略）
４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
（以下　略）

議案第１００号

令和５年度釧路市水道事業会計決算認定の件

令和５年度釧路市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

議案第１０１号

令和５年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件

令和５年度釧路市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

議案第１０２号

令和５年度釧路市下水道事業会計決算認定の件

令和５年度釧路市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

議案第１０３号

令和５年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件

令和５年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

議案第１０４号

令和５年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件

令和５年度釧路市港湾整備事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算審査意見書　別添）

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

議案第１０５号

教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市教育委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏　　名

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（任命）
第４条　（１項　略）
２　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
（３～５項　略）
（任期）
第５条　教育長の任期は３年とし、委員の任期は４年とする。（以下　略）

議案第１０６号

公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市公平委員会の委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏　　名

令和６年９月４日提出

釧路市長　蝦　名　大　也

（参考）

地方公務員法抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）
第９条の２　人事委員会又は公平委員会は、３人の委員をもつて組織する。
２　委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
（３～９項　略）
１０　委員の任期は、４年とする。（以下　略）